

神経難病新聞

No.24

医療ソーシャルワーカーの相談支援

国立病院機構とくしま医療センター西病院
地域医療連携室 医療ソーシャルワーカー 津川靖弘

1. はじめに

我々医療ソーシャルワーカー（MSW）は入院機能のある病院を中心に、地域連携室や患者支援センターといった名前の部署に所属しています。主に、入退院の調整と社会保障制度の活用支援を業務としており、治療以外の社会的問題を抱える患者さんに対して相談を受けて支援しています。調整では利用できるサービスをつなぐ等して、課題解決を図っています。その人らしい暮らしの実現が我々の使命です。

2. とくしま医療センター西病院のMSW

とくしま医療センター西病院は徳島県の難病分野別拠点病院となっています。その特性上、当院のソーシャルワーカーは特定疾患（指定難病）や介護保険、身体障害者手帳の申請などを通して、保健所や市町村といった公的機関と充分連携する事が多いです。行政手続きは複雑で書類も多く、内容も多岐に渡るため、手続きがスムーズに行えるようにするには丁寧な説明や事前の連絡、書類の下書きといった見えにくい支援も重要となります。私の業務の多くを占める退院支援でも、進行する病気に合わせて先を見据えた支援を行えるのは、専門病院である当院で長年ソーシャルワーカーを担ってきた経験と臨床から得た学びによるものだと思います。

また、当院のMSWは障害福祉サービスを利用する時に必要な、サービス利用計画を立案することができる「相談支援専門員」としての業務も行っています。高齢者分野で言うところのケアマネージャーに相当する職種です。当院には以前、筋ジス病棟と呼ばれていた病棟が、現在では「療養介護病棟」として障害福祉サービスの指定を受けて病棟運営をさせていただいています。対象は筋ジストロフィー症や筋委縮性側索硬化症などの患者さんで、医療と福祉の両面の支援が必要と認められる長期入院の患者さんとなります。そのサービスの利用を希望される患者さんに、適切に使っていただけるよう計画を立てるのが主な仕事です。このサービスは徳島県内に当院ととくしま医療センター東病院、ひのみね医療療育センターの3か所しかないため、その支援には専門性が求められますが、当院ではMSWと相談支援専門員の両面から支えられる強みがあると考えています。

ご存知ですか？
病院にソーシャルワーカーがいます
Socialworker in Health Care

患者さま・ご家族が求める医療は体の治療ではありません

体が不自由になっては困る
(心身機能・身体構造)

日常生活でできないことが
増えると困る (活動)

社会生活が
できにくく
なると困る
(参加)

介護の負担など
家族や周囲への負担や
家の環境が心配 (環境因子)

私自身の気持ちを
理解してほしい
(個人因子)

病気になったらこんな心配も・・・
だれに相談していいかわからないことに
ソーシャルワーカーが相談にのっています

紹介・連携
病院内で相談にのりきれない事柄については適切な機関や施設と連絡をとりあい、紹介します。私たちは、日ごろから相談機関や施設とのネットワークを構築しています。

適切な役割
病院内のスタッフとのやりとりが難しいと感じたら、適時的な役割を果します。

権利擁護的役割
みなさまの基本的な人権を尊重するために動きます。
患者さま・ご家族のお気持ちや立場の理解と共有
みなさまがどのような気持ちで、どのような状況に置かれているかを病院内のスタッフに伝え、チームでみなさまをサポートします。

ソーシャルワーカーの活動とは？
ゆっくりと話を伺います (傾聴)
話し合う中から解決の糸口が見つかることがあります
あなたの「こうしたい」「こうありたい」をお話ください

退院時のさまざまな援助を行います
退院時は、気持ちの準備、物の準備、サービスの準備など、さまざまな準備を必要とします
また、病棟は機能分化し、病気が治るまでひとつの病棟で過ごすことが難しくなりました。
ソーシャルワーカーは、退院援助として、以下のようなさまざまな相談をお受けしています。
退院のイメージづくり
状況に応じた退院先の選択肢の紹介 (病院や施設)
退院後のサービスの紹介 等

情報提供によるサポート
さまざまな制度、しくみ、がどうなっているか、情報を集め、お伝えします。情報が手に入ると、どうしていいかわかってくる可能性があります。

「ソーシャルワーカー室」「医療福祉相談室」「総合相談室」「患者支援センター」「地域連携室」等に所属し、病棟を超えて連携し、皆さまを支えます
秘密を守ります

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
mail: jaswhc@d3.dion.ne.jp http://www.jaswhs.or.jp/

3. 難病相談支援

ここで、難病患者さんの相談支援で具体的に取り扱うことの多い社会保障制度についてご説明させていただきたいと思っております。今回は概要の説明となりますが、実際の活用については是非関係のある病院の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

特定医療費（指定難病）

難病と診断された方は都道府県・指定都市の審査を受けて医療費の助成を受けられる可能性があります。診断された病気に関わる医療費について月額の上限を設けてくれる制度です。現在、341疾病が対象となっています。申請窓口は住所地を管轄する保健所です。負担金額は所得に応じて変わっています。詳しくは難病情報センターのホームページ等でご確認ください。

<https://www.nanbyou.or.jp>

介護保険

65歳以上で介護が必要となった方が対象です。デイサービスやホームヘルパー等が利用できる代表的なサービスです。他にも福祉用具のレンタルや住宅改修の補助が受けられる可能性があります。また、特定疾患といわれる疾病（神経難病の一部が含まれる）があれば40歳以上の方も対象となります。難病と診断された方は特定疾患（指定難病）を使った訪問看護や訪問リハビリテーションと介護保険サービスを組み合わせて利用する方法もあります。デイサービスに行くには抵抗があるという方はこれらの利用からサービスを開始してみてもどうでしょうか。詳しくは市町村の介護保険担当課にご相談ください。

入退院支援

難病と診断された方は病院との関りが不可欠です。それは外来の通院だけでなく、調子が悪くなった時の通常入院や家族の休息の為に一時入院が必要となった場合等は特に重要となります。そんな時にはかかりつけ医に相談し、必要があれば医療ソーシャルワーカーに相談してみてください。入院した場合には、退院時に在宅での生活を見直して、安心して生活できる環境を再度検討してみましましょう。調整が必要となれば医療ソーシャルワーカーがご支援させていただきます。



当院外来にある地域医療連携室（面談室）での相談風景

4. おわりに

医療ソーシャルワーカーは病院にいる他の専門職と違い、すべての患者さんに関わる職種とは違います。故に、一般の方から認知されていない現状はあるかと思いますが、お金に困った時や介護に困った時、制度についてわからない時などは必ず力になってくれる存在です。病気になることで抱える課題は治療だけではありません。これまで何とか頑張って乗り越えてきた社会的課題も同時に表面化し、病気の治療という重い課題を抱えながら身寄りの問題や経済的な困窮に対しての課題に対処していかなくてはなりません。病気を抱える人一人で抱えるにはあまりに大きな課題ですが、決してこれらを個人の問題として放置してはいけないのだと思います。我々は社会的な課題を抱えて困っている人に対して普通の暮らしを守る事がその役割です。何か困ったことがあれば是非一度医療ソーシャルワーカーに相談してみてください。

【編集後記】 今月は、MSWの方に執筆いただきました。

県で働いていると患者や患者家族から「MSWに病院を追い出された」という話を受けることもありますが、退院や在宅療養に向けて、関係機関との調整に熱心に取組む姿勢が「追い出し」のように見えたのかなと感じるケースもあります。

今月の記事きっかけにMSWの仕事について知っていただき、福祉のプロであるMSWの方々と上手にコミュニケーションをとって、QOLの高い在宅療養につながることを期待しています。

<健康寿命推進課 係長 T.T>

2月末は世界希少・難治性疾患の日です
ポスター出典：RDD JAPAN

